**平成２３年（フ）第４３号**
兵庫県宝塚市逆瀬台５丁目25番５号
債務者　カフェ＆フードバーフェローズこと
阪本　芳正
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部
**平成２３年（フ）第３３号**
兵庫県尼崎市武庫之荘８丁目20番３―403号
債務者　榎本　正雄
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
**平成２３年（フ）第５１号**
兵庫県尼崎市立花町１丁目22番16号　振興立花マンション413号
債務者　太田　夏江
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
**平成２３年（フ）第６４号**
兵庫県尼崎市栗山町２丁目10番６号
債務者　濱本　恵美
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
**平成２３年（フ）第６６号**
兵庫県尼崎市大庄北４丁目３番１―508号
債務者　南　　一弘
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
**平成２３年（フ）第７０号**
兵庫県西宮市西宮浜４丁目８番８―602号
債務者　八森　豊寿（旧姓大住）
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
**平成２３年（フ）第７１号**
兵庫県西宮市西宮浜４丁目８番８―602号
債務者　八森満理子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
**平成２３年（フ）第７４号**
兵庫県尼崎市西長洲町２丁目25番19―306号、前住所兵庫県尼崎市西長洲町２丁目７番27号
債務者　寺田　　愛（旧姓松野）
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
**平成２２年（フ）第５７４号**
徳島県徳島市国府町竜王８番地の１竜王西132号
債務者　佐伯　朋美
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
徳島地方裁判所民事部
**平成２３年（フ）第１６号**
千葉県柏市松ケ崎365番地の１　エステ・コート北柏５―214号
債務者　岡本あすか
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
**平成２３年（フ）第５１号**
千葉県松戸市小金原６丁目13番地　小金原団地８棟202号
債務者　坂井　幸子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
**平成２３年（フ）第５９号**
千葉県柏市宿連寺224番地43　ジョイフローリッシュ105号
債務者　高橋　美紀
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
**平成２３年（フ）第６３号**
千葉県松戸市小金原３丁目18番地　小金原団地36棟405号
債務者　杉山　卓也
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
**平成２３年（フ）第６４号**
千葉県松戸市小金原３丁目18番地　小金原団地36棟405号
債務者　杉山　綾子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
**平成２２年（フ）第５９０号**
和歌山市田野261番地
債務者　酒井　崇秀
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
**平成２２年（フ）第７３１号**
和歌山市直川817番地の４
債務者　部家　秀子（旧姓庵前）
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
**平成２２年（フ）第７３６号**
和歌山県海南市日方981番地
債務者　出口　拓司
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
**平成２２年（フ）第７４３号**
和歌山県橋本市光陽台１丁目６番地の17
債務者　ネイルサロンアトレこと　中　　章
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係